

国の行動制限緩和の基本的対処方針 (R4. 1/19, 25変更))

- ・緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。
- ・ワクチン接種の進捗を踏まえ、また第三者認証制度や対象者全員検査・ワクチン検査パッケージ等を活用し、行動制限を緩和する。なお、今後、感染が大幅に拡大し、今回の基本的対処方針による行動制限では不十分と判断される場合には、行動制限の強化の内容を検討し、基本的対処方針の見直しを行う。

1 行動制限の要請

	措置内容
下記以外	<p>〔飲食〕 原則、時短要請なし・酒提供可・人数制限なし 〈感染拡大傾向が見られる場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店 時短要請なし・酒提供可(協力金なし) ・ 非認証店 20時までの時短要請・酒提供可(協力金あり) <p>※同一テーブル4人以内 認証店：対象者全員検査(又は都道府県知事の判断によるワクチン検査パッケージ制度の適用)により人数上限なし</p> <p>〔イベント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：収容定員まで ・ 収容率：100% (「大声なし」が前提) ・ 「感染防止安全計画」を策定しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 ・ 収容率：大声なし100%、あり50%
まん延防止等重点措置	<p>〔飲食〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店 21時までの時短要請・酒提供可(協力金あり)又は 20時までの時短要請・酒類禁止 (協力金あり) 又は 時短要請なし・酒提供可(協力金なし) ・ 非認証店 20時までの時短要請・酒類禁止(協力金あり) <p>※同一テーブル4人以内 認証店：対象者全員検査(又は都道府県知事の判断によるワクチン検査パッケージ制度の適用)により人数上限なし</p> <p>〔イベント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「感染防止安全計画」策定 (5,000人超) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：20,000人 対象者全員検査 (又は都道府県知事の判断によるワクチン検査パッケージ制度の適用)：収容定員まで追加可 ・ 収容率：100% (「大声なし」が前提) ・ 「感染防止安全計画」を策定しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：5,000人 ・ 収容率：大声なし100%、あり50%
緊急事態措置	<p>〔飲食〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店 20時までの時短要請・酒類禁止(協力金あり) 又は 21時までの時短要請・酒提供可(協力金あり) ・ 非認証店 20時までの時短要請・酒類禁止(協力金あり) <p>※同一テーブル4人以内 認証店：対象者全員検査により人数上限なし</p> <p>〔イベント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「感染防止安全計画」策定 (5,000人超) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：10,000人 対象者全員検査：収容定員まで追加可 ・ 収容率：100% (「大声なし」が前提) ・ 「感染防止安全計画」を策定しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限：5,000人 ・ 収容率：大声なし100%、あり50%

2 職場への出勤等

	内 容
共通	<p>〔職 場〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>感染防止のための取組（手洗い・手指消毒、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、消毒、発熱者等の出勤自粛、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得 等）や、三密回避の徹底</u> ・<u>「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）への注意</u> <p>〔感染防止策の徹底〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>二酸化炭素濃度測定器等の設置</u> ・<u>ビル管理者等の二酸化炭素濃度測定器による換気状況確認の際の注意</u> ・<u>職場や店舗等における業種別ガイドライン等の遵守</u> <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢・基礎疾患を有する等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者への在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮</u>
下記以外	<p>〔出 勤〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の推進
まん延防止等重点措置	<p>〔出 勤〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等、出勤者数の削減の取組の推進 ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進 <p>〔職 場〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクが高まる「5つの場面」回避の徹底 <p>〔事業継続〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びその業務を支援する事業者は、十分な感染防止策を講じつつ、欠勤者が多く発生する場合でも、事業の特性を踏まえ、業務を継続</u>
緊急事態措置	<p>〔出 勤〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組の推進 ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進 <p>〔職 場〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクが高まる「5つの場面」回避の徹底 <p>〔事業継続〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びその業務を支援する事業者は、十分な感染防止策を講じつつ、欠勤者が多く発生する場合でも、事業の特性を踏まえ、業務を継続</u>